

熊本県コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金Q&A

更新日：R4年(2022年)10月14日

更新日	質問		回答	
共通				
1 R3年度	Q1-1	対象となるのは高齢者に接種した場合のみか。	A1-1	被接種者の年齢や業種による制限は設けていません。
1 R3年度	Q1-2	接種回数を計上する際、何曜日を起算として1週間の回数とすればよいか。	A1-2	日曜日から土曜日までを1週間として接種回数を計上してください。
1 R3年度	Q1-3	予診のみを行い、実際には接種しなかった場合も接種回数として計上してよいか。	A1-3	予診のみの場合は計上できません。実際に接種を行った回数を計上してください。 ※接種対策負担金の時間外、休日加算とは取扱いが異なります
1 R3年度	Q1-4	巡回接種した回数も計上してよいか。また、集団接種・大規模接種は対象とならないのか。	A1-4	個別接種であれば、巡回接種も対象として計上可能です。 個別接種のみが対象となり、集団接種や大規模接種は対象となりません。 (集団接種会場に医師等を派遣した場合、市町村が行う支給の対象となることがありますので、市町村にお問い合わせください。)
1 R3年度	Q1-5	同一の期間で、何度かに分けて申請してもよいか。	A1-5	同一の期間には一度しか申請できませんので、対象期間の接種分をまとめて申請してください。
1 R3年度	Q1-6	以下①～④について、重複して請求することは可能か。 ①診療所で接種回数に応じた支給(週100回以上を4週以上) ②診療所で接種回数に応じた支給(週150回以上を4週以上) ③医療機関(病院・診療所)で50回以上/日接種した場合の支給 ④病院で特別な接種体制を確保した場合の支給	A1-6	【診療所】 ①～③は同じ週での重複申請はできません。ただし、①の適用を受けられる週は①の請求をし、①の適用を受けられない週については③の請求をするなど、週ごとに申請を変更することは可能です。 【病院】 ③④は重複して申請可能です。

熊本県コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金Q&A

更新日：R4年(2022年)10月14日

更新日	質問		回答	
1 R3年度	Q1-7	自院の設備では十分な数の接種を行えないため、医療機関でない施設(公民館や、民間施設など)を借り上げて接種を行った場合は対象となるか。	A1-7	個別接種であれば対象となります。
1 R3年度	Q1-8	申請様式はどこから入手できるか。また、申請はどのように行えばよいか。	A1-8	申請書様式については熊本県ホームページに掲載しており、郵送にて申請を受け付けております。 ⇒送付先：〒862-0954 熊本市中央区神水1-3-1 ヨネザワ熊本県庁前ビル4階 「熊本県コロナワクチン個別接種補助金受付窓口」
1 R3年度	Q1-9	1日当たりの接種回数を計上する際、何時から何時までを1日として扱えばよいか。	A1-9	0時～23時59分を1日としてお考え下さい。なお、受付から接種の間に0時をまたいだ場合、受付を行った時間での接種として計上ください。
1 R3年度	Q1-10	接種回数を記載する際、対象にならない回数(10回や20回)についても記載すべきか。	A1-10	対象とならない接種回数についても、極力記入をされるようにお願いします。
1 R3年度	Q1-11	法人が診療所や病院を複数有している場合、各機関の接種回数を合計して一つの申請としてよいか。	A1-11	各医療機関ごとに接種回数を分けて申請してください。VRSで認識される各病院、診療所ごとの申請を想定しています。
1 R4年10月	Q1-13	令和4年10月以降も本補助事業は継続するのか。	A1-13	厚生労働省から令和4年9月22日付けで、令和5年3月31日まで継続すると通知がありました。 ・第8期：8月7日(日)～10月1日(土)・第9期：10月2日(日)～12月3日(土) ・第10期：12月4日(日)～2月4日(土)・第11期：2月5日(日)～3月31日(金) ※病院が1日50回接種を行った場合に10万円支給する支援は、11月30日(水)が終期となります。
1 R4年10月	Q1-14	令和4年10月から要件の変更などはあるのか。	A1-14	令和4年10月(第9期)からは、「時間外、夜間または休日に接種体制を用意すること」が要件として追加されました。(病院における特別な接種体制を除く)

熊本県コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金Q&A

更新日：R4年(2022年)10月14日

更新日		質問		回答	
1	R4年10月	Q1-15	時間外、夜間または休日の定義は。	A1-15	次のとおりであり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。 ・時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間 ・夜間：18時以降(医療機関の診療時間に関わらない) ・休日：土日祝日、12/29～1/3 ※本補助金においては、土曜日も休日に含まれます。
1	R4年10月	Q1-16	時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意すれば、追加で補助金がもらえるのか。	A1-16	本補助金においては、令和4年10月以降の追加「要件」であり、追加で補助金が加算されることはありません。 ※接種費用の時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円)とは異なりますのでご注意ください。
1	R4年10月	Q1-17	「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も含まれるのか。	A1-17	含まれます。 ※時間外、夜間または休日の接種への取組み「要件」を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を、本補助金の接種回数に計上することはできません。
1	R4年10月	Q1-18	「接種体制を用意」とは、どのようなことを指すのか。	A1-18	予約受付などの段階において、時間外、夜間または休日に受け入れているなど、当初から接種可能な体制をとっている必要があります。 ※当初予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外、夜間に接種することとなった場合は、要件の対象となりません。
1	R4年10月	Q1-19	時間外、夜間または休日に接種体制を用意していたが、結果的にその時間帯に接種がなかった場合は、要件の対象となるか。	A1-19	予約受付を行っているなど当初から時間外、夜間または休日に接種体制を用意していた場合は、要件の対象となります。
①個別接種事業					
2	R3年度	Q2-1	「週100回以上、150回以上の接種を4週間以上」とあるが、4週間は連続している必要があるか。	A2-1	4週間は連続している必要はありません。対象期間内の任意の4週間で計上してください。

熊本県コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金Q&A

更新日：R4年(2022年)10月14日

更新日	質問		回答	
2 R3年度	Q2-2	週100回以上、150回以上の接種を4週以上達成した場合、達成できなかった週の接種についても加算の対象となるか。	A2-2	達成できなかった週の接種は対象になりません。
2 R3年度	Q2-3	100回以上の接種を行った週が3週、150回以上の接種を行った週が1週ある場合、100回以上の3週間分については2,000円/回、150回以上の1週間分については3,000円/回の金額を請求できるか。	A2-3	できません。150回以上の接種について請求する場合、単独で4週以上となる必要があります。(問の場合は、150回以上の週を100回以上の週として計上し、2,000円/回の請求が可能です。)
2 R3年度	Q2-4	週100回以上、150回の接種を4週間以上行うことが条件となっているが、補助の対象となるのは101回目の接種からではなく1回目の接種からか。	A2-4	要件を満たした週の1回目の接種から補助の対象になります。(該当の週に100回接種していれば、100回×2,000円となります。)
2 R4年10月	Q2-5	時間外、夜間または休日に係る接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるのか。	A2-5	週100回(150回)以上の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意することが要件です。また、1日50回以上の接種で10万円の補助対象となる場合は、その日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意する必要があります。
2 R4年10月	Q2-6	週に100回(150回)、1日50回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。	A2-6	時間外、夜間または休日の他、日中の診療時間内に行った接種等も計上できます。
②個別接種体制確保事業				
3 R3年度	Q3-1	「病院が特別な体制を確保した場合」とは、どのような場合を想定しているか。	A3-1	通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合があります。増員をしていなくても、接種専門の特別な人員確保があれば対象となります。なお、個別接種業務により生じた通常業務の穴埋めについては対象になりません。

熊本県コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金Q&A

更新日：R4年(2022年)10月14日

更新日	質問	回答
3 R3年度	Q3-2 「看護師等」については、事務職員も含まれるか。	A3-2 接種業務に従事している場合は事務職員も含まれます。
3 R3年度	Q3-3 医師、看護師等の従事時間について、接種体制を組むための準備時間や後片付けの時間についても計上してよいのか。	A3-3 ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後始末を行っている実働時間については対象となります。(休憩時間は含みません。)
3 R3年度	Q3-4 医師・看護師等の勤務時間を記入する際、1時間30分の場合はどのように記載すればよいか。	A3-4 1時間30分の場合は1.5時間として計上が可能です。ただし、週の合計時間を算出する際に小数点以下は切り捨てて計算を行います。(週の延べ時間が5.5時間であった場合、5時間として切り捨てます。)
3 R3年度	Q3-5 特別な体制を組んで1日50回以上の接種を達成した日の属する週が4週以上ある場合、1日50回以上の接種を達成できなかった日も加算の対象に含めてよいか。	A3-5 なりません。50回以上の接種を達成した日のみが対象となります。
3 R4年10月	Q3-6 特別な体制を組んで1日50回以上の接種を達成した日の属する週が4週以上ある場合については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件はないのか。	A3-6 従前のままであり、要件の追加はありません。(時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても補助対象となります)